香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和４年３月２５日

香芝市長　福　岡　憲　宏

香芝市条例第５号

香芝市国民健康保険条例の一部を改正する条例

香芝市国民健康保険条例（昭和３４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第１０条の２の２中「第１６条の２」の次に「及び第１６条の４」を加え、同条第１号ハ中「第８１条の２第４項」を「第８１条の２第５項」に改め、同号二中「第８１条の２第９項第２号」を「第８１条の２第１０項第２号」に改め、同条第２号二中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の２第１項」を加え、「により」を「による」に改める。

第１３条の６中「第１６条の２」の次に「及び第１６条の４」を加え、同条第２号ロ中「第７２条の３第１項」の次に「及び第７２条の３の２第１項」を加える。

第１６条の２の見出し中「保険料」を「低所得者の保険料」に改める。

第１６条の４を第１６条の５とし、第１６条の３の次に次の１条を加える。

（未就学児の被保険者均等割額の減額）

第１６条の４　当該年度において、その世帯に６歳に達する日以後の最初の３月３１日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合（第３項に掲げる場合を除く。）における当該被保険者に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１３条又は第１３条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額を控除して得た額とする。

２　前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１３条又は第１３条の５」とあるのは「第１３条の６の４又は第１３条の６の７」と読み替えるものとする。

３　当該年度において、第１６条の２に規定する基準に従い保険料を減額するものとした納付義務者の世帯に未就学児がある場合における当該未就学児に係る当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額は、第１号に掲げる額から第２号に掲げる額を控除して得た額とする。

(1) 第１３条又は第１３条の５の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料額から、当該保険料額に第１６条の２第１項各号に規定する場合に応じてそれぞれ同項各号イに掲げる割合を乗じて得た額を控除して得た額

(2) 前号に掲げる額に、それぞれ、１０分の５を乗じて得た額

４　前項の規定は、後期高齢者支援金等賦課額の減額について準用する。この場合において、同項中「基礎賦課額」とあるのは「後期高齢者支援金等賦課額」と、「第１３条又は第１３条の５」とあるのは「第１３条の６の４又は第１３条の６の７」と読み替えるものとする。

第２０条第１項に次の１号を加える。

(4) 国が補助を行う対象となる保険料減免の基準に該当する者

第２０条第２項中「普通徴収の方法により徴収されている保険料については納期前７日までに、特別徴収の方法により徴収されている保険料については特別徴収対象年金給付の支払に係る月の前々月の１５日」を「市長が定める申請期限」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和４年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第１６条の４の規定は、令和４年度以後の年度分の保険料について適用し、令和３年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。